

企業立地奨励制度の概要

1 奨励金の種類

種類	交付金額	交付限度額	交付対象の期間	申請時期
①企業立地促進奨励金	事業所を新設または増設（注1）するために要した土地・家屋・償却資産に対して課せられることになる固定資産税相当額	—	3年間（事業開始日以後、最初に固定資産税を課せられることになる年度から起算して3年間）	事業開始の日以後に固定資産税を課せられた年度の翌年度から起算した3年間において各年度の4月1日から3箇月以内
②町内雇用促進奨励金	新規常用雇用者（注2）×10万円	100万円/年	3年間（事業開始日から起算して3年までの間）	事業開始の日から1年を経過した日の年度の翌年度から起算した3年間において各年度の4月1日から3箇月以内

2 対象要件

投下固定資産額（注3）が**1億円以上**であること。

3 対象業種

- ①製造業 （例）野菜・果実缶詰工場、野菜カット工場、その他各種製品加工
- ②情報サービス業 （例）情報システム開発、ウェブ情報検索サービス、コンピュータープログラム作成など
- ③物流関連産業（道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業） （例）管理事務を行う本社、物流センターなど
- ④学術・開発研究機関 （例）企業等の農林業に関する研究所・試験所、文化・芸術関連研究所など
- ⑤その他町長が適当と認めるもの

町内従業員の雇用で
最大100万円/年助成

固定資産税相当額を
3年間助成します！



注1：増設の場合は事業規模拡大を目的とする場合に限る（単なる老朽化による修繕等は対象外）。

注2：町内に住所を有する者及び新設又は増設した事業所で勤務するために新たに町内に転入した者で、かつ常時使用する正規の従業員として採用された者。

注3：事業所を新設又は増設するために要した土地、家屋及び償却資産のうち、町の固定資産台帳に登録されたものの取得に要した費用の合計（消費税及び地方消費税相当額を除く）。